



島根県報

令和4年12月23日（金）

第 374 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
指定施業要件の変更予定保安林	（ ” ）	2
知事管理漁獲可能量の設定	（水 産 課）	2
港湾施設の概要の一部改正	（港 湾 空 港 課）	3

【公 告】

換地を定めない土地の指定	（農 村 整 備 課）	5
--------------	-------------	---

【特定調達公告】

島根県立古代出雲歴史博物館エアタイトケース製作業務に係る随意契約の相手方 等	（文 化 財 課）	5
島根県立中央病院緊急車両等運行管理業務委託に係る一般競争入札の実施	（病 院 局）	6

【公安規則】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	8
島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規 則の一部を改正する規則	（ ” ）	9

告 示

島根県告示第807号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年12月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所
雲南市掛合町穴見729-3
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第808号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年12月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂流出防備保安林
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第809号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和4年12月23日

島根県知事 丸 山 達 也

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度（令和5年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 まあじ

1 島根県に配分された漁獲可能量

22,600トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まあじ中型まき網漁業	21,200トン
島根県まあじその他の漁業	現行水準

第2 まいわし対馬暖流系群

1 島根県に配分された漁獲可能量

38,700トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まいわし中型まき網漁業	38,200トン
島根県まいわしその他の漁業	現行水準

島根県告示第810号

港湾施設の概要（昭和54年島根県告示第960号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、島根県土木部港湾空港課及び島根県隠岐支庁県土整備局において公衆の縦覧に供する。

令和4年12月23日

島根県知事 丸 山 達 也

13 重栖港の表を次のように改める。

13 重栖港（地方港湾）

区 分	種 類	名 称	位 置 〔 図対象 番 号 〕	数 量	能 力
水域施設	航路	重栖1号航路	A-1-1	720m	-3.0m
		重栖2号航路	A-1-2	90m	-4.0m
	泊地	重栖湾泊地	A-2-1	12,500㎡	-4.0m
		北方泊地	A-2-2	4,210㎡	-2.0m
		重栖泊地	A-2-3	1,230㎡	-1.5m
		北方2号泊地	A-2-4	20,600㎡	-3.0m
外郭施設	防波堤	重栖防波堤	B-1-2	60m	
		福浦2号防波堤	B-1-3	70m	
		福浦3号防波堤	B-1-4	236m	
	護岸	1号護岸	B-5-1	159m	
		2号護岸	B-5-2	83m	

		3号護岸(農)	B-5-3	598m	
		4号護岸(道)	B-5-4	444m	
		5号護岸(道)	B-5-5	150m	
		6号護岸(道)	B-5-6	580m	
		7号護岸(海)	B-5-7	122.2m	
		8号護岸(海)	B-5-8	225.2m	
		9号護岸(道)	B-5-9	220m	
		重栖防波堤取付護岸	B-5-10	16m	
		泊地護岸	B-5-11	50m	
		10号護岸	B-5-12	35m	
		福浦11号護岸(海)	B-5-13	60.74m	
		福浦階段式護岸(海)	B-5-14	149.41m	
		福浦12号護岸	B-5-15	53.81m	
	突堤	福浦1号突堤(海)	B-7-1	136.9m	
		福浦潜堤(海)	B-7-2	213m	
係留施設	栈橋	漁協前栈橋	C-4-1	100m	-2.5m
	物揚場	重栖物揚場	C-6-1	171m	-4.0m
		北方1号物揚場	C-6-2	215m	-1.0m~ -2.0m
		北方2号物揚場	C-6-3	160m	-2.0m
		福浦1号物揚場	C-6-4	45m	-3.0m
		福浦2号物揚場	C-6-5	55m	-2.0m
		北方3号物揚場	C-6-6	180m	-3.0m
		福浦物揚場	C-6-7	240m	-3.0m
		船揚場	福浦船揚場	C-7-1	40m
	重栖船揚場		C-7-2	100m	-3.0m
臨港交通施設	道路	重栖港臨港道路	D-1-1	5.0m×197m	
		北方臨港道路	D-1-2	6.0m×241m	
		北方2号臨港道路	D-1-3	6.0m×30m	
		北方3号臨港道路	D-1-4	6.0m×353m	
		福浦1号臨港道路	D-1-5	6.0m×118m	
		福浦2号臨港道路	D-1-6	6.0m×44m	
	駐車場	福浦駐車場	D-4-1	782m ²	
	橋梁	重栖1号橋梁	D-5-1	6.0m×58m	
		福浦1号橋梁	D-5-2	7.0m×12m	
	航行補助施設	航路標識	1号障害燈	E-3-1	1基
2号障害燈			E-3-2	1基	
保管施設	野積場	重栖港野積場	H-2-1	2,828.66m ²	
		北方野積場	H-2-2	6,004m ²	
	貯油施設	五箇漁協タンクNo.1(JF)	H-6-1	193m ²	70KL
船舶役務用施設	船舶のための給油	漁協給油(JF)	I-2-1	1箇所	1.8KL/h

	施設				
	船舶修理施設	漁船保全修理施設（JF）	I-4-1	50m	
港湾環境整備施設	海浜	福浦海浜（海）	L-1-1	21,000㎡	
	緑地	福浦緑地（海）	L-2-1	3,500㎡	
		福浦緑地2	L-2-2	2,806㎡	
		福浦緑地3	L-2-3	2,700㎡	
	植栽	福浦植栽（海）	L-4-1	400㎡	
休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設	福浦バースハウス（海）	L-5-1	290㎡		

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項の規定において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営土地改良事業浜田東部地区（上府工区）において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

令和4年12月23日

島根県知事 丸山達也

1 従前の土地の表示

所在	地番	地目	地積（平方メートル）	摘要
浜田市上府町	イ817-1	田	452	
浜田市上府町	イ817-2	田	652	
浜田市上府町	イ602-2	田	129	
浜田市上府町	イ603-1	田	290	
浜田市上府町	イ605-3	田	442	
浜田市上府町	イ813	田	1,055	
浜田市上府町	イ820-2	田	1,044	
浜田市上府町	イ535-4	田	190	
浜田市上府町	イ656	田	1,053	

2 指定年月日

令和4年12月2日

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年12月23日

島根県教育委員会教育長 野津建二

1 件名及び数量

島根県立古代出雲歴史博物館エアタイトケース製作業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立古代出雲歴史博物館 島根県出雲市大社町杵築東99番地4

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年11月9日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社丹青社関西支店 関西支店長 大岩 典文 大阪府大阪市北区大深町3番1号

5 随意契約に係る契約金額

34,650,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和4年12月23日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県立中央病院緊急車両等運行管理業務委託 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 委託場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 島根県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づいて、再生又は再生手続等を行っていない者であること。
- (8) 運転業務に関して、3年以上の実績を有する者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する部局の名称及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
島根県立中央病院事務局総務部総務課
電話 0853-30-6423 F A X 0853-21-2975

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から令和5年1月25日（水）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

(7) 4の場所

(4) 希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して、4の問合せ先まで電話連絡の上、F A Xで申し込むこと。

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和5年1月26日（木）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和5年2月3日（金）午前10時30分

イ 場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院 1階 会議室5

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和5年2月3日（金）午前9時までに到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年2月3日（金）午前10時30分

イ 場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院 1階 会議室5

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項の規定により入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Consignment of operation management services for emergency vehicles, etc.

(2) Contract period: From April 1, 2023 to March 31, 2026

(Bid tendering Date and Time: February 3, 2023, 10:30 am)

(3) Department in charge of contract work: Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Japan

TEL: 0853-30-6423

公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月23日

島根県公安委員会委員長 高橋 美佐子

島根県公安委員会規則第16号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号ア及び第2号エ並びに第8条第3項第1号中「自動車検査証の写し」を「自動車検査証記録事項が記載された書面」に改める。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月23日

島根県公安委員会委員長 高 橋 美佐子

島根県公安委員会規則第17号

島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成29年島根県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2道路交通法施行規則の部第8条第1項の項の次に次のように加える。

第8条の5第1項	制限外牽引 ^{けん} 許可の申請
----------	---------------------------

別表第2警備業法の部第10条第1項の項の前に次のように加える。

第9条	営業所の届出等（警備業者がその主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務を行おうとする場合に限る。）
-----	--

別表第2警備業法の部の次に次のように加える。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第8条第1項	自動車運転代行業認定申請書の記載事項の変更の届出
------------------------------------	--------	--------------------------

附 則

この規則は、令和5年1月4日から施行する。